

2017年4月10日

衆議院総務委員会 委員 各位

## 独立行政法人等情報公開法の対象機関に 地方公共団体情報システム機構を加えることの要望

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
理事長 三木 由希子

当法人は、市民の知る権利の擁護と確立を目指して活動する特定非営利活動法人です。日頃より国政におけるご尽力に、敬意を表するものです。

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案（以下、J-LIS 改正法案）が国会に提出されています。マイナンバーの運用において J-LIS に委ねる業務が増えている中、内部統制、総務省の関与の強化は不可欠であり、改正法案の趣旨については賛同するところです。

しかしながら、J-LIS は地方自治情報センターから組織替えをし、設置法に基づく法人となった際、独立行政法人等情報公開法の対象機関とはならず、現在に至るまでその保有する文書類は開示請求権制度の対象となってません。

J-LIS は、地方公共団体の共同運営法人であり、出資は地方公共団体のみできることとその設置法で定められています。運営自体が公的機関である自治体の共同によるものという形態がとられていること、その予算・決算を見る限り、営業収益のほとんどが交付金、地方公共団体負担金、補助金とマイナンバー関連の収益であり、また、マイナンバー等業務に関しては指定された機関として実施しています。そのため、法人の性質は公的機関と同等のものと言えます。また、マイナンバーはその加入が任意や選択ではなく、義務的参加であり、その実施に関する情報に対して公開請求を求める権利を広く認めることは、マイナンバーを付番された当事者である市民一人一人の基本的権利として保障されるべきです。

独立行政法人等情報公開法は、制定にあたり開催された有識者による総務省特殊法人情報公開検討委員会が「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」（平成 12 年 7 月 27 日）で示した対象法人に関する判断基準である、①設立法において、理事長等の法人の業務執行に関する最高責任者を大臣が任命するとされている、②当該法人に対し政府が出資できるとされている、のいずれにも該当しないとして、J-LIS を対象法人としていません。

J-LIS では、情報公開規程を内部ルールとして設けていますが、独立行政法人等情報公開法の対象とならない限り、情報公開請求をする権利保障はされず、J-LIS の行う情報公開とは「サービス」の範囲を越えないものにとどまります。極めて不十分な制度であることは論を待ちません。

独立行政法人等情報公開法の対象法人となっているものには、①、②に該当しないものの、特に対象としている法人もあり、また、対象法人とする基準は法定化されておらず、その範囲は常に行政機能の代替、権限の委譲などの状況の変化に応じて検討されるべきものと考えます。そこで、以下の通り要望いたします。

**【要望】**

- 1 地方公共団体情報システム機構を、独立行政法人等情報公開法の対象とするため、法別表に同機構を追加するよう法の修正を行ってください。
- 2 独立行政法人等情報公開法は 2002 年 10 月の施行から見直しをされていないため、対象とする法人についてどのような考え方、基準で行うことが公的機能に対する説明責任を徹底するために適当であるか、検討をするよう政府に対して求めてください。

以上

◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
〒160-0008 東京都新宿区三栄町 16-4 芝本マンション 403  
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944  
E-Mail icj@clearing-house.org